

新規就農里親前基礎研修実施要領

1 趣旨

この要領は長野県農業大学校研修規程（平成14年4月1日施行）第4条第1号イに定める新規就農里親前基礎研修の実施に関し、必要な事項を定める。

2 目的

農業に興味を持ち、将来長野県内で就農を希望する者（他産業従事者、離職者、学生他）を対象に、基礎的な農業技術・知識の習得ができるよう、講義、実習、農家実習を実施し、その得た技術・知識を本校研修部自己ほ場で活かし、生産から販売までの研修を行う。

また、就農コーディネーターとの就農相談により、適切な里親研修等への移行を図り就農等に導くことを目的とする。

3 対象者

将来、長野県内での就農等を目指す者

4 研修受講要件

- (1) 面談日までの直近1年以内に、就農相談会や就農体験（都道府県、市町村及び農業団体等が実施する就農を目指す方を対象とした農業の体験の機会の場合）等に参加して就農に向けた情報を収集するとともに、農業研修施設・農家等での農作業体験等で将来栽培を希望する作物の主要作業を10日以上体験していること。
- (2) 受講申し込みまでに、当研修部を訪問し面談及び施設見学を終了していること。
- (3) 原則として、受講申し込み時の年齢がおおむね50歳未満であること。
- (4) 運転免許（普通自動車）を取得していること（受講申し込み面接後の研修受講許可者で3月末までに取得予定の者を含む）。
- (5) 原則として、研修受講中に経営計画を作成し、就農5年後に農業所得250万円（総所得のうち農業所得50%以上）を目指す者であること。

5 研修期間

4月から翌年3月までとする。ただし、研修部における研修期間は4月から12月までとし、1月から3月は月数日の通い研修とする。

6 研修場所

長野県農業大学校 研修部

住所 〒384-0807 長野県小諸市山浦4857-1、電話 0267-22-0214 FAX 0267-22-0241

7 研修内容

- (1) 基礎的な農業、農村及び作物の栽培・出荷・販売に関する講義、実習
- (2) 稲作、野菜、果樹、花き等の基本を学ぶ共同実習
- (3) 専攻作物の自己ほ場管理
- (4) 先進農家実習（5月から11月）
- (5) 経営計画の作成
- (6) 先進農家、先輩農家の視察学習
- (7) 農業関連企業等の視察学習
- (8) 農業関連資格の取得（大型特殊（農耕車）、車両系建設機械及びフォークリフト運転技能講習他）
- (9) 生産物の加工実習（大豆、ソバ等）
- (10) 里親研修等、就農予定地での現地研修（1月から3月）
- (11) 農産物の出荷・販売（マーケティング）の視察・講義

(12) その他必要な講義、実習及び視察学習

8 研修コース

野菜・果樹・花き・作物（研修途中でのコース変更は不可）

9 募集人員

20名程度（研修受講の可否は書類審査及び面接により決定）

10 研修費用

(1) 受講料は3,000円／月

(2) 教科書代、実習材料費、自己ほ場での栽培に関わる種苗、肥料、農薬、資材、出荷経費及び先進農家研修往復のガソリン代、研修館宿泊費等は自己負担

11 宿舎

(1) 世帯用宿舎（6世帯）、単身者用宿舎（19人分）

(2) 宿舎使用料は無料、電気、ガス、水道料、浄化槽一部負担金、共益費は実費

(3) 夫婦で世帯用宿舎に入居希望の場合は、両者とも研修を受講することを原則

12 研修受講申し込み及び研修受講の可否

(1) 申し込み用紙 様式－基礎1号・基礎2号

(2) 受付期間及び面接日 別に定める

(3) 申し込み先 長野県農業大学校研修部

(4) 研修受講の可否 面接日から10日程度で受講の可否を通知

(5) 研修受講誓約書 様式－基礎3号

13 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

この要領は令和2年10月21日から施行する。（一部改正）

この要領は令和3年4月1日から施行する。（一部改正）